

第30回政策評価審議会 議事要旨

1 日 時 令和4年10月20日（木）10時00分から11時00分

2 場 所

Web会議により開催

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、
田淵雪子委員、田辺国昭臨時委員

（総務省）

清水行政評価局長、砂山大臣官房審議官、平池大臣官房審議官、大槻総務課長、
辻企画課長、高角政策評価課長、安仲評価監視官、柴沼評価監視官

4 議 題

- 今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について

5 資 料

資料1 テーマの検討状況

資料2 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査（案）

資料3 浄化槽行政に関する行政評価・監視（案）

参考資料 前葉委員提出資料

6 会議経過

（1）事務局から、「今後実施する行政運営改善調査のテーマ案」について、資料1に沿って説明が行われた。続けて、検討中のテーマである「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査（案）」について、資料2に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 参考資料に対し、事務局から、医療や介護の分野でもニーズが高く、不足する看護師の確保に当たり、各地でどういったことに取り組んでいるのか、あるいは実態としてどうなのかを調査していきたい。また、看護師等をサポートする人材の確保についても、現場の声を聞き、どういった対応が可能なのか調査していきたいとの説明があった。
- ・ 医療的ケア児に関しては文部科学省だけで対応できるテーマではなく、医療

的ケア児等総合支援事業を実施する厚生労働省との連携が非常に重要であるため、どのような形で連携が取れているのかをしっかりと把握していただきたいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、文部科学省と厚生労働省との連携として、主治医から学校医への診療情報の提供が保険適用となり、教育と医療との連携促進の仕組みと評価されていることを承知している。医療的ケア児等総合支援事業についても勉強の上、調査設計していきたいとの説明があった。

- ・ 保護者の離職の防止が家族への支援の軸として考えられていると思うが、医療的ケア児の「きょうだい児」もヤングケアラーとしてケアを行うなど、大きな不安や負担を抱えており、そうした「きょうだい児」への支援にも目を向けていただきたいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、保護者が医療的ケア児に付きっきりになるため、医療的ケア児の「きょうだい児」は我慢を強いられたり、ケアを行ったりしている状況があることを承知している。医療的ケア児の保護者の方に御意見を伺う中で保護者の負担以外の部分についてもどのような問題があるか整理したいと考えているとの説明があった。
- ・ 医療と学校との連携に関して、主治医が情報提供をどのような形で、何件程度行っているか、提供された情報がどのように使用されているか、それらの地域分布も見てみることで、この仕組みの使い勝手が分かるのではないかと、割と医師会も協力的なので、提供する側の事情やあい路も把握できるだろうとの意見があった。
- ・ 最大の問題は看護師の確保が非常に難しい点だろうと思うが、医療現場の看護師のニーズも様々であろうから、どのような募集の仕方をしているのかなどを把握し、ボトルネックが何かを調べていただきたい。単に補助金を出すだけでなく、福祉、医療、学校現場の連携も重要であるので、連携体制をどういう風に構築しているか、連携上どういう問題があるのか調べていただきたい。介護、医療、福祉などの分野でも、連携が重要と言われているが、言われているということは裏を返せばそれがうまくいっていないということでもある。本調査で連携がうまくいっていない原因が見つけられれば、そうした他分野においても応用ができると思うとの意見があった。本意見に対し、事務局から、御意見に応えられるよう設計してまいりたいとの説明があった。
- ・ 上記に関連し、我が国の人口減少、特に生産年齢人口の大幅な減少が様々な行政上の課題を生み出しており、看護師等の専門職が必要数集まらないという問題は様々な分野で生じている。他分野にも共通する問題であるので、そういう視点でも調査してほしいとの意見があった。
- ・ 人材不足の状況下では可能な限り分担・連携をしていく仕組みが重要であり、そのためには、情報の共有が非常に重要であると思われる。情報を如何に共有し限られたマンパワーを活用するかという観点からも、この問題について取り組んでいただきたいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、人材不足

に対するいろいろな工夫事例についていくつか承知している。地域資源や医療的ケア児の状態なども踏まえて現場の工夫を調べ、好事例の横展開に必要な条件などについても十分に調査したいとの説明があった。

(2) 事務局から、「浄化槽行政に関する行政評価・監視(案)」について、資料3に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 非常に重要なテーマ。限界集落で御老人が2人で住んでいて、単独処理浄化槽に対する措置を取りたくても負担はできないとしたら、公権力としてどこまでできるのだろうかという根本的な問題を感じる。下水道を含めた汚水処理施策における受益者負担の在り方という根本的なところが初めにあって、その上でこの個別の浄化槽をどう考えていくのかという発想が必要なのではないかと。広域下水道の予算を抑制し、合併浄化槽等にシフトできるものはシフトすべきとされているなど、根本的に受益者負担の問題が更に問われているとの意見があった。本意見に対し、事務局から、下水道施策との関係は指摘のとおりだが、一つの都道府県では、補助を上乗せするというような方法ではなくて、特定既存単独浄化槽(以下「特定既存単独槽」という。)として問題のあるものを判定して、一つ一つの管理者に対して働きかけをして、それぞれの実情に応じて、除却できるものは除却をしているとの説明があった。
- ・ 上記に関連し、現行制度下、創意工夫でやっていることに異論はないが、一定の時間内に最大の効率化をもって行う戦略があるならば、現場の地道な努力だけに任せず、受益者負担の考え方を整理し、その上で公的助成をもっと思い切り増やしていく提言も必要だと考えるとの意見があった。
- ・ 1都道府県のみ特定既存単独槽の判定をしていることを把握できたことは大きな収穫であり、判定できた理由を明確化して、46都道府県に情報発信や呼びかけを行い、横展開ができると非常に大きな成果が出ると思う。また、中山間地等の人口減少に伴う問題は非常に重要なので、本調査は今後も関心を持ちたいとの意見があった。
- ・ 今後、少子・超高齢人口減少社会の影響で、国土の半分以下に居住する、2050年には20%が無人生化する、というデータも出ている。現在、コンパクトシティの推進によってインフラ整備にかかる費用を抑えるメリットがあると期待されているところ、今後は社会環境の変化に合わせ、いかにその効率性を踏まえて検討していくかが重要であると意見があった。本意見に対し、事務局から、下水道処理区域だったところを浄化槽処理区域に切り替えて浄化槽を進めていくといった動きも見られ、この浄化槽行政にしっかりと取り組んでいくということは、そういう意味でも重要性を持っているとの説明があった。
- ・ インフラの老朽化に対してどう対応をするのかという問題があり、現在、インフラの予算の半分以上が老朽化対策のため、新規ではない部分でどのような

展開ができるのかを見ていく例としては、非常にいい例だと思う。受益者負担の問題に関しては、既存不適格の家に住んでいる事例と同様、浄化槽もあと10年程で誰も住まなくなることを見据えて放置されている可能性があり、これにどう対処するかは、ある種限られた時間の中の横展開ができそうな問題のうちの一つ。また、特定既存単独槽に対する措置は、強すぎて使えない典型例だが、私権の問題もあるのでどこまで手を出せば良いのか分からないという問題もあり、ごみ屋敷などの問題も類似の課題を抱えていることから、ごみ屋敷の問題と同様に好事例の横展開をすればよい。また、台帳に関しては、道路その他のインフラ同様の問題を抱えており、情報はそろっているが活用されていない例がある。一覧性のある台帳情報や維持管理面でうまく活用できている例があれば横展開をしてもらいたい。

さらに、協議会に関しては、他の行政分野でもあまり機能しているとは思えず、どうすれば実際に機能するものになるのか、どういうイニシアチブを誰が取ればいいのかについて調査を進めると、横展開の利く調査や評価手法が出てくるのではないかと意見があった。本意見に対し、事務局から、御指摘を踏まえつつ、事例に則して、除却など他の地域でどのようにすればうまくいくのかや、台帳及び協議会の活用方策について探っていきたいとの説明があった。

以上

(文責：総務省行政評価局)